

**(13) 研究費不正使用防止計画推進室****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

研究費不正使用防止計画推進室は、本法人における研究費の不正使用の防止対策を推進することを目的として、国立大学法人上越教育大学研究費不正使用防止規程（平成19年規程第30号）第9条の規定に基づき、同規程第5条に定める最高管理責任者である学長の下に置かれる機関である。

**イ 組織の構成及び構成員等**

研究費不正使用防止計画推進室は、統括管理責任者（事務局長）、コンプライアンス推進責任者、学系長、学校教員養成・研修高度化センター長、附属学校長、その他最高管理責任者が指名した者若干人をもって組織し、室長は統括管理責任者をもって充てている。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

- ① 令和7年3月21日（金）～3月28日（金） 第1回研究費不正使用防止計画推進室会議（書面審議）

**イ 審議された主な事項**

- ① 令和7年度研究費不正使用防止計画推進室活動計画  
② 令和7年度研究活動における不正行為防止及び研究費の不正使用防止研修

**ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等**

- ・ コンプライアンス教育の研修に係る取り組みとして、研究費不正使用防止に係る研修と研究活動における不正行為等の研修を合わせた研修会（R6.7.24開催）を実施した。（受講率100%、回答率100%のうち「理解できた」「ほぼ理解できた」及び「どちらかといえば理解できた」との回答が100%であった）。
- ・ コンプライアンス意識の維持のため、新任職員研修（R6.4.2開催）において研究費不正使用防止の啓発を行うとともに、「研究費の不正使用防止のために（啓発通知）」を定期的にポータルサイトに掲載するなど、不断に取り組んだ。

**③ 優れた点及び今後の検討課題等**

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正の趣旨に則り改正した関係規程等に基づき、研究費の不正使用防止に関する対応を進めていく。引き続き、研究費不正使用防止のための研修会や、学内ポータルサイト等を利用した啓発活動を定期的 to 実施し、併せて、監事や監査室と連携して、検査結果の情報共有を図り、研究費不正使用防止の体制強化に努めていく必要がある。